

議長就任あいさつ



議長 平良 秀之

市民の皆様には、日頃より石垣市議会に対しご理解、ご指導を賜り厚くお礼を申し上げます。去る9月定例議会において第22代石垣市議会議長に就任いたしました平良秀之でございます。議会の議長、副議長は地方自治法第103条「普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならぬ」と記されているように議員皆様の投票により選ばれ、議長には第104条「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表す

る。」と定められており、改めて責務の大きさを感ず身の引き締まる思いであります。

本市議会は9月の改選を経て市民の皆様から負託を頂いた新たな22名の顔ぶれで新出発をいたしました。

市議会は本市の重要な事項を決める責任を負っています。議会に与えられた監視、政策提案機能を發揮し市民皆様の負託に応えられるよう努めなければなりません。特に議会の運営にあたっては、一般質問される議員の声は「市民」「地域住民」の切実なる声であると思いにたち、質問内容に沿った行政当局の答弁が行われるよう心を配り議事整理に取り組んでまいります。

結びにこれまで市政発展の礎を築かれた皆様のご尽力に心から感謝申し上げますとともに今後とも石垣市の発展のため、よ

り住みよい石垣市と感じて頂けるよう議会一丸となって英知を尽くしていく所存であります。今後とも市民皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。



議長就任あいさつの様子



議会を傍聴しませんか？

本会議の様子は、どなたでも見たり、聞いたりすることができます。本会議の傍聴を希望される方は、市役所三階にある議会事務局で、住所・氏名・年齢を記入の上、傍聴券を受け取り入場してください。

なお、傍聴席の定員は三十六名となっております。数に限りがあります。

委員会における傍聴の取り扱いについては「制限公開制」



となっております。委員会を傍聴するには「委員長の許可」が必要となり、審議内容によって傍聴できない場合もあります。

委員長よりの傍聴の許可を得た際は、本会議と同様に議会事務局で、住所・氏名・年齢を記入の上、傍聴券を受け取り入場してください。

市政を自分の目で耳で確かめよう！

詳しく知りたい方へ

石垣市議会の議場、委員会室、議会事務局は、石垣市役所の三階にあります。

本会議の詳しい内容を知りたい方は、石垣市役所二階市政情報センターか市立図書館・議会事務局にある会議録をご覧ください。

九月定例会の会議録は、十二月上旬に閲覧可能です。

なお、石垣市議会ホームページの会議録検索システムでも検索・参照することができます。

「意見・感想」

石垣市議会に対する「意見・感想等」がありましたら、どしどし事務局までご連絡ください。「もっと近くに石垣市議会」をモットーに、これからも市民に親しまれる議会報告を目指していきます。

石垣市議会事務局

住所 石垣市美崎町十四番地

電話 〇九八〇・八二一・四〇五四

FAX 〇九八〇・八二一・五七〇〇

メールアドレス

gikat@city.ishinagaki.

okinawa.jp